

質問事項：

1) 社会保障関係の窓口での個人番号記入の扱いについて。

記載がなくても受理し、未記載でも従来受けていたサービスが受けられなくなることはないと説明されていた。しかし保育園入園や医療費助成、生活保護等の手続きで、番号を記載しないと手続きができないと言われた事例や、来年度以降は手続きができなくなるかもしれないと言われた事例、マイナンバーを職権で記載するための承諾書を求められた事例、執拗に記載を求められた事例が私たちに寄せられている。

- (1) 社会保障関係の各手続きで、個人番号記載の扱いについて通知した文書を示されたい。また記載がなければ受理されない手続きがあれば、示されたい。
- (2) 自治体や関係機関に対して、記載がなくても受理しサービス提供する扱いを徹底すべきと考える。また疾病や障害、困窮等で社会的に不利な立場にあり差別される不安があることに配慮した説明が必要と考える。自治体や関係機関にどのような周知を行っているか。

2) 雇用関係での個人番号の提供について

提供しないことを理由とした不利益な取扱や解雇・不採用等の事例があることを指摘したことに対して、労働関係法令に違反し無効となる可能性があり労働基準監督署などに相談するようにと周知する文書を、2016年2月12日に示していただいた。しかしその後も番号不記載を理由に給与が払えない、家族手当を支給しないなど言われる例があり、非正規労働者では不採用や雇用契約の更新がされないなどの事例が寄せられている。

- (1) 個人番号の提供がないことを理由にこれら不利益扱いを行わないよう、改めて周知すべきではないか。
- (2) 提供しないことを理由とした不利益な取扱等について、労働基準監督署等にどのような対応を指示しているか。文書があれば示されたい。
- (3) 現在システム構築中のハローワークシステムでは、「職業安定行政業務に関する事務全項目評価書」によれば、雇用保険、求職者支援、職業紹介、助成金の事務において情報連携を予定しているが、そのための個人番号管理システムでは情報提供用個人識別符号の払い出しを依頼する際に個人番号を住基ネットに送ることになっている。個人から個人番号が提供されなかった場合の情報連携の扱いについて説明されたい。

3) 健康保険関係のマイナンバー制度の利用について

- (1) 従業員の個人番号の取得について、主にJ-LISを通じた媒体連携による取得を基本としている理由はなにか。
- (2) 3月17日の情報連携の本格運用延期の報道の中で、健康保険の分野は準備の遅れとシステム費用の削減のために情報参照を含む全面延期を検討していると報じられている。また4月7日の朝日新聞によれば、システム運営費をまかなうために健保組合に対して利用料として1人当たり月額10円弱の負担を通知したとされている。これらについて説明されたい。また健康保険組合に対する通知や今後の情報連携の予定についての資料を示されたい。

以上